

(確定申告書の記載に関して浦安市からのお知らせ)

# 《重要》ふるさと納税ワンストップ特例制度を受けている方へ

確定申告を行った場合、ワンストップ特例制度(※)は自動的に無効になります。ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含めて申告を行わないと所得税、住民税の税額に反映されません。

(※)ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税された方が「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の自治体に提出することで、浦安市にふるさと納税した情報が提供され、住民税の計算に反映される制度です。この制度は確定申告をされる場合は無効となります。そのため、確定申告する方は寄付金控除として申告する必要があります。申告書への具体的な記載方法については確定申告の手引きを参照してください。

## ●記載が必要な部分は3つです

- A：第一表 所得から差し引かれる金額 寄附金控除
- B：第二表 寄附金控除に関する事項
- C：第二表 住民税に関する事項

例：確定申告書A 第一表

確定申告書A 第二表

〇〇市にふるさと納税を10,000円 した場合の記入例

**A** : 第一表 所得から差し引かれる金額 寄附金控除

まず、寄附金控除金額の記載が必要です。  
「寄附した金額-2000円」の金額を記入します。

寄 附 金 控 除	(24)					8 0 0 0
-----------	------	--	--	--	--	---------

**B** : 第二表 寄附金控除に関する事項

次に、寄附先の名称と寄附金額を記入します。

寄附先の 名称等	〇〇市	寄附金	10000	円
-------------	-----	-----	-------	---

**C** : 第二表 住民税に関する事項

最後に、市・県民税の税額控除の対象となる寄附をされた場合、下記の欄に寄附額の記入が必要です。該当する項目に記入がない場合、市・県民税の税額控除が適用されません。ふるさと納税は「都道府県、市区町村への寄附」に記入します。

都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
10000 円	円	円	円

確定申告に関する問合せ 市川税務署 (電話 047-335-4101)  
住民税に関するお問い合わせ 浦安市市民税課 (電話 047-351-1111 代表)